

# 墓をめぐる裁判と法律

## —王国末期の事例から—

### 渡辺美季（東京大学）

【わたなべ みき】東京大学大学院総合文化研究科准教授。

1975年東京生まれ。専門は歴史学。2005年 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学。2010年神奈川大学外国語学部助教、2012年同准教授を経て2014年から現職。

王国時代の琉球の歴史を、東アジア世界との関わりに着目して研究している。著書に『近世琉球と中日関係』（吉川弘文館、2012年）、共著に東京大学教養学部歴史学部会編『東大連続講義 歴史学の思考法』（岩波書店、2020年）などがある。



文献記録を主に用いながら琉球の歴史を研究しています。これまでのご報告からもうかがえるように、お墓は琉球の人たちにとって非常に大事な存在だったわけですが、それゆえに墓を巡るトラブルもまた様々に発生したことが推測されます。残念ながらそうしたトラブルについての記録はごく僅かしか残っていないのですが、本日はその中でも、ダントツと言えるほど詳しい記録の残るトラブル事例についてご紹介し、そのトラブルの背景にあった近世琉球の人々の墓に対する認識を、探してみたいと思います。

### 1. 墓をめぐる王国末期の裁判事例

#### —「平等所記録」より—

#### (1) 「平等所記録」とは

さて王国時代、首里の久場川には平等所<sup>ひらびと</sup>という役所がありました。この役所は首里王府を構成する官庁の一つで、王国の刑事事件の裁判を担当していました。ここで裁かれた様々な事件の判例記録は残念ながら先の沖縄戦で失われてしまいましたが、幸いに戦前に筆写された34件分の記録が残っています。「平等所記録」と呼ばれるもので、墓に関わる2件の事件の記録が含まれており、その内1件は墓に附属する土地の売却に関するものですが、もう1件が墓そのものの売却に関するものです。本日はこの墓の売却に関する事件を取り上げたいと思います。

#### (2) 事件の概要

この記録のタイトルは「売却する企てによって墓所を開き、厨子甕を露出させた者ならびに関係した者たちの口頭尋問」となっています。久米村の宇良家の思戸<sup>うみと</sup>という女性を、同じ一門（門中）の面々が訴えた事件の記録です。

琉球には士と農の二つの身分がありましたが、思戸は57才、士族の本家<sup>ムトクキ</sup>の人間で、夫をすでに亡くし、真三良<sup>まさんら</sup>という息子がいます。1875年、これは琉球が沖縄県になる4年前ですが、思戸は困窮のため、「新垣にやの妻オタ」なる人物に墓を売ることにし、内金を受け取ります。その墓は一門の人々、より具体的には墓をまだ持っていないような分家の人々も使用していたため、売却の話聞きつけた一門の面々が、オタに墓を買わないよう交渉して、売却を阻止します。

実はこの墓は、思戸の夫が活着しているときに一度売却し、一門が平等所へ訴えて、元に戻したことがありました。その後夫が病気になるまで、その際に一門に借金するのですが、その借用書に「以後、墓は売却しない」という条件を書き加えて夫婦で捺印したという経緯があります。

さて思戸はオタから受け取った内金を返すことができず、何としても墓を売ろうと一門の説得を試みます。その際に「死んだ夫が墓を抵当にして借金した」ということにすれば一門を説得できるのではないかと考え、伊良波という人物に依頼して偽の借金証文を作らせ、知り合いの大貫長老と

いう僧侶と、我謝という人物に頼んで預かってもらいます。

大貫長老というのは首里の天界寺の住職で、思戸ははじめ借金を申し込むのですが断られ、せめて偽造証文を預かってくれと頼んだところ、これは引き受けてくれたという流れです。こうして思戸は一門を説得しようとはしますが、一門は頑として売却に同意しません。

そこで思戸は伊良波の仲介で、那覇の知念という人が売却用に作った、おそらく今よりは大小さい安い墓を、代わりの墓として契約する一方で、今度はお上、つまり王府に訴える作戦に出ます。具体的にどの役所に訴えたのかは不明ですが、「風水が良くないから移転するように夫が遺言した」などと言って二度ほど墓の売却許可を申請しました。しかし王府は「法に合わない」という理由で受理しません。

行き詰まった思戸は、翌1876年、ついに強硬手段に踏み切ります。人夫を4人頼み、伊良波や我謝と一緒に自分の墓に行き、墓の入り口の石をはずして、思戸と人夫1人が墓の中に入り、厨子甕の蓋を取り出して銘書を文字の読める我謝に読ませ、自分達の骨だけ代わりの墓に移してしまい、一門に早く骨を移すように連絡します。一門の人々がやってくると「洗骨していないものは早く洗骨して、骨を全部移すように」と申し入れます。ち

なみに代わりの墓は、事情により知念と契約した墓ではなく、伊良波が手配してくれた別の墓を用いることになりました。伊良波というのは、墓の売買を色々と手伝う、ブローカー的な人だったようです。

亀甲墓や破風墓などの琉球の墓の入り口は、通常、石で塞がれています。墓室の奥に遺骨の入った厨子甕を並べ、手前に洗骨していない遺体を安置するスペースがあり、この遺体は数年を経てから、洗骨をして、厨子甕に骨を納め、埋葬を完了します【図1】。そういった状況のなかで思戸は一門に洗骨を要請しているのに、墓内には分家の方のみ、仮埋葬中の遺体があったようです。

さて一門の人々はどうしたかということ、思戸の要請を聞き入れることなく、すぐに墓の口を塞ぐと、那覇の風紀を取り締まる惣横目という役人に訴え出ます。惣横目は思戸を呼び出し「二度と墓に手を出すな」と命じました。これに対し、思戸も訴え返そうとするが受理されません。そうしている内に、那覇惣横目経由で平等所に逮捕されてしまいます。

### (3) 事件の背景と性質

ここでちょっと整理しますと、この事件は、本家が墓を売却して、本家のみでしか使えない安くて小さい墓に鞍替えしようとするのに対して、その墓を共同で使っているために、墓がなくなると困る分家の人々が売却を阻止しようとする、「売却 vs 阻止」のトラブルです。しかしその本質は、墓の所有を巡るトラブルです。思戸が墓を自分=自家の所有物として売ろうとするのに対し、分家の人々はこれを一族の共有と捉えており、「個人所有 vs 一門共有」のせめぎ合いとなっています。

ここで興味深いのは、思戸のがわの説得に対し、一門の面々が、墓を売却しないという過去の約束に加え、その後銅銭一・二万貫文余りを思戸に援助したため、「最早、墓は一門惣中のものになったので思戸に売



図1 『琉球風俗図』より洗骨の様子

国立国会図書館デジタルコレクションより

却させることはできない」と主張している点です。対して思戸は「援助は受けていない」と反論しています。このやりとりからうかがえるのは、多額の援助などがあってはじめて本家の墓は門中のものになるという意識が両者の間にあったらしいということです。それがなければ墓は一門のものとは主張しきれない、要するに墓の所有の「度合い」が条件次第で変わるのですね。

そこから考えますと、近世琉球で分家と共用される本家の墓の「所有」に関する認識には、かなり曖昧かつ可変的なものであり、だからこそういふトラブルが生じたのではないか、つまりこのトラブルの根っこにあるのは、この手の墓の所有の曖昧性だったのではないか、と思うわけです。また事件の経緯からは、王府＝国家としては「一門共有」を後押しする傾向にあったらしいということも、うかがえます。

#### (4) 平等所の判決 (1878年)

ではこの事件を王府平等所はどのように裁いたのでしょうか。琉球には「琉球科律」【図2】という刑法典があったのですが、墓に関しては、「琉球科律」の「墓を開く」、いわゆる〈墓荒し〉という項目に条文がまとめられています。その最も基本的な条文が「故意に他人の墓を開き、棺を露出させた者は流刑十年」というものです。また親族の墓については、年少者が年長者の墓を開いて棺を露出させた場合は、一般人同様と定められています。親族間では長幼の序が重んじられますので、この逆ですと刑が軽くなります。思戸の判決を下すにあたって平等所がまず参照したのが、この2



図2 『琉球科律』 ※1890(明治23)年の写本  
国立国会図書館デジタルコレクションより

つの刑法条文でした。

この条文に照らすと、思戸は流刑十年ということになるのですが、困窮のために墓の売却を企てたので、そこを考慮しなくてはいけないという話になります。そこで平等所は次に過去の裁判事例のなかから、1860年に真和志間切の喜屋武筑登之という農民男性が、困窮して強引に墓を売ろうとした事例を参照します。喜屋武筑登之は、夜中に、弟たちが制止しにきた場合に備えて棒などを準備して墓へ行き、洗骨していない遺骸もそのまま半胴甕に入れて移してしまったということで、裁判となり、集落からの追放(＝所払い) 500日という判決が下りました。

平等所は思戸もこの前例と事情が似ているとして喜屋武の量刑を採用しますが、琉球では身分によって刑罰に区別がありますので、士族の場合はお寺への禁錮刑 500日となります。さらに女性を減刑する刑法があったため、これも適用されて、結局「科牢 27日にプラスして贖い金として銅銭 400貫文、さらにオタへ内金返却」という判決になりました。また移した骨はもとに戻し、偽造証文は破棄、大貫・我謝に預けた墓敷証文絵図は思戸から没収して、息子の真三良と一門へ渡されます。

平等所の判決は、結局のところ、墓の一門共有を支持する結果になったわけですが、とはいえ平等所は、本件を、思戸が一門の承認を得ないで墓を個人所有物として売却した事件としてではなく、あくまでも「墓を開き棺を露出させた」事件として処理しており、この事件の根本にある所有の曖昧性の問題には踏み込んでいません。



図3 『大清律』(『大清律集解附例』※順治律)  
国立公文書館蔵蔵 (紅葉山文庫旧蔵書)



## 2. 墓の共有性をめぐる法律

### －「琉球科律」と「大清律」－

一体王府はどういうつもりなのか、ということで、今度は王府の刑法典である「琉球科律」と、そのもととなった中国清朝の刑法「大清律」【図3】を比較して、墓の所有、特に墓の共有性に対する王府の姿勢を探ってみたいと思います。

実は科律には、墓の不正売却に関する条文が一つだけあります。「親族の年長者の墓の遺骸を棄てて売却した場合は、斬刑にする」という条文で、犯罪自体は思戸のケースにほぼ当てはまるのですが、思戸の裁判に際して平等所はこの条文には言及していません。この条文では「墓地は本来の持ち主（本主）に返却させ、その首尾は[同じ家の]親族に承諾するよう申し渡す」としているのが、思戸のケースに適用すると、思戸を処罰した上で思戸に墓を返却することになってしまい、そこがフィットしなかったのかもしれない。

興味深いのは、この誰に返すかという部分の「本主」という表現で、これを見る限り、墓はある特定の主、つまり個人の所有物と捉えられているようです。「同じ家の親族に承諾させる」とあるので完全な個人所有ではないものの、それでも墓が返却されるべきは、親族ではなく、本主となっているわけです。

ところで「琉球科律」は、中国清朝の刑法典である「大清律」を「母法」として作成されています。より具体的には、「大清律」から琉球に適用できる条文を選んで、必要に応じて別の刑法、日本の刑法、あるいは琉球自身の慣例などを加味して、作られています。「琉球科律」の「墓を開く」項目に対応するのが、「大清律」の「塚あぼを開く」の項目なのですが、両者を比較すると、いかに科律が清律をベースにしているかがわかります。ちなみに大清律は、その一つ前の王朝・明の刑法「大明律」を概ね踏襲した内容です。

先ほど見た、親族の墓の不正売却に関わる「琉球科律」の条文に相当する「大清律」の条文も、大明律に全く同じ条文があります。「大清律」のこの条文では「(墓の)土地は宗族(同じ父系の親族)に帰す」となっており、親族によって不正に売却された墓は、同じ父系の親である宗族に返却すべ

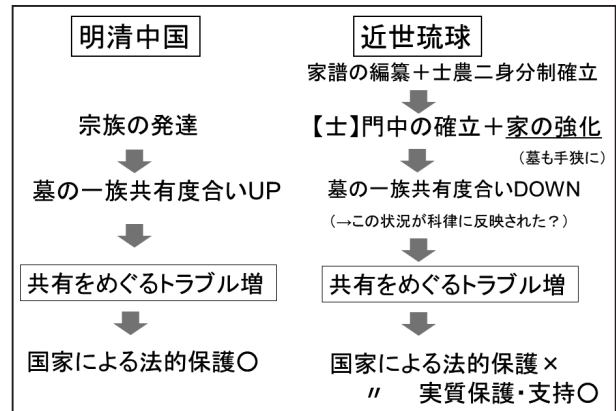


図4 墓の共有をめぐる動き

きことが規定されています。つまり墓は宗族に共有されるものと捉えられていて、琉球はこの大清律を参照して科律を編纂する時に、一族共有から個人所有へと墓の所有表現に変更を加えたことがわかります。

中国では、宋代以降、民間における相互扶助組織として父系親族集団である宗族が発展し、各戸で分割所有するなどしていた祖先の墓地を、宗族の共有地とすることが一般化します。同時に墓地などの共有資産を巡る紛争が増えたため、明代後半から清代にかけて、墓地の宗族共有を保護するような法的整備がなされました。まず1585年に「大明律」に、一族共有の墓地を「盗売」したら、永遠に「充軍」の刑に処し、墓地は宗族に戻すという条例が追加されます。「盗売」というのは、自分のものであると偽って売却すること、「充軍」というのは辺境で屯田兵をさせるという刑罰のことです。この条例はそのまま大清律に踏襲され、さらに1756年には「大清律」の同項目に、墓地のみならず宗族の共有資産の「盗売」を禁止する条例が追加されました。

要するに中国では、【図4】に示したような展開になったわけですが、一方の琉球では似て非なる経緯を辿ります。琉球では17世紀後半に王府が「家」を単位に家臣集団を把握しようとして家譜の編纂を命じ、家譜を持つ士と持たない農の二身分制が確立していきます。これに伴い、士に関しては共通の祖先を持つ父系血縁でつながる家同士のまとまりとして門中の観念が発達していくと同時に、そのまとまりの中における本家や分家といった家ごとの位置づけ・序列が強く意識されるよう

になります。その結果、従来は一族による共同墓であったものが、本家・分家といった家単位の家族墓に転換していく、つまり中国とは逆の現象が生じます。この所有形態の転換が、「琉球科律」に反映されたのではないかと思います。

ただし士の墓が家族墓に転換したと言っても、共同墓がなくなったわけではありません。思戸のケースのような、本家と複数の分家による共同墓は依然存在し続けます。分家は、本家から分かれてすぐではなく、ある程度代を重ねた後に自分の墓を用意することが多く、それまでは本家の墓を用いたからです。すると墓の所有をめぐる、思戸たちのようなトラブルが起こります。家族墓の増加や、墓は自分のものという意識の強化により、墓の共有性をめぐるトラブルはむしろ増加・激化したと考えられます。そこに首里・那覇における都市拡大を背景とした墓のニーズの増加や商品化の進展も拍車を掛けたと推測できます。

ここで王府はどうしたか。中国とは異なり、琉球の刑法や裁判は墓地の「一族共有」を公に／表立って取り上げ、保護するような方向には向かいません。では個人所有＝家所有を保護するのかというと、少なくとも思戸のケースでは、実態的には常に一族共有を後押し、墓の共有性を保護する

姿勢を取っています。

これは一見、矛盾する二つの姿勢を取っているように見えますが、どちらの姿勢にもそれなりに一貫性や連続性が見られますので、王府は敢えてこういうダブルスタンダード的な姿勢を取り、白黒はつきり付けないという選択をしたのではないかと思います。恐らくこれが、当時の琉球社会においては最も妥当性のある、丸く収まる解決策だったのではないのでしょうか。逆に言えば、国家がここで白黒を決められないくらい、このタイプの共同墓に関しては、個人所有と一族共有の二つの認識が拮抗していた、それが王国末期の琉球の墓認識の一つの特徴と言えるのかもしれませんが。

ということで、本日は思戸の裁判事例を日中の刑法を比較しながら検討し、近世琉球の墓に対する認識について、所有という観点から考えてみました。この事例は墓の売買の実態など、興味深い要素を多分に含んでいると思いますので、ぜひ参加者のみなさまにも、こういう事件があったんだという情報を共有していただき、今後お墓の様々な問題を考えていく手がかりの一つに加えていただければ嬉しく思います。本日はどうもありがとうございました。

## 当日配布レジュメ

### 墓をめぐる裁判と法律 — 王国末期の事例から —

渡辺 美季 (東京大学)

#### 1. 墓をめぐる王国末期の裁判事例 — 「平等所記録」より —

##### (1) 「平等所記録」とは

・王国の裁判所である平等所<sup>1</sup>の判例記録<sup>2</sup> (計 34 件)。王国末期の事例が多い。戦前の那覇地方裁判所に保存されていた記録の一部を、同裁判所判事として勤務していた奥野彦六郎が筆写。原文書は沖縄戦で焼失。近世琉球の裁判の実態を今に伝える貴重な史料。

・墓に関する裁判は 2 件、内 1 件は「墓地に附属する山野の年限売り<sup>3</sup>」についての事例で、もう 1 件が以下に紹介する事例である。

1 平等所は首里王府の官庁の一つ。主に刑事事件の裁判を担当したほか、玉陵のこと、首里の土地・山林の令達交付なども任務としていた。なお民事裁判は大与座<sup>おおくみざ</sup>が担当した。

2 原文は崎濱秀明編『沖縄法制史料集成』(4、私家版、1968年)および崎濱秀明編『琉球科律・新集科律』(本邦書籍、1986年)に所収されている。またこの記録を口語化し解説を付した[比嘉・崎濱 1965]があり、本報告でもこの書を大いに参照している。

3 所有権はそのままで、期限をつけて売却すること。この事例では 15 年期限。

## (2) 事件の概要

### ◆記録の表題：

「売却する企てによって墓所を明け開き、棺厨子を現した者ならびに関係した者たちの口頭尋問」（墓所売却の企てを以て明開、棺厨子を顕候者并掛合之者共口問）

### ◇主な登場人物

**原告** 宇良一門（門中）<sup>4</sup>の支流（分家）の人々（宇良筑登之など4名）…自家の墓がないため、本家の墓を使用、墓を売らせたくない

**被告** 思戸（久米村嫡子宇良真三良の母<sup>5</sup>、57才）…嫡家（本家）<sup>6</sup>墓を所持、困窮、墓を売りたい

- \* 〈故〉宇良筑登之親雲上（思戸の亡夫）
- ・大見謝筑登之親雲上（思戸の兄、63才）…思戸に協力
- ・大貫長老（思戸の知人、首里の天界寺住持、57才）…思戸に協力
- ・上原筑登之（思戸の知人）…思戸に協力
- ・我謝通事親雲上（思戸の知人）…思戸に協力
- ・伊良波筑登之…思戸に協力（借金証文の偽造、代墓の仲介など） ※墓ブローカー？

### ◆事件の経緯

#### ① 1875年：思戸（寡婦）、困窮のため「取持<sup>7</sup>之墓」を売ろうとする

・この墓は、亡夫が生前時に一度売却し、一門から平等所へ訴えられて返却されたことがある。その後、亡夫は「以後、墓は売却しない」という条件つきで一門から銅銭500貫文を借り、夫婦で借金証文に捺印した。

・夫の死後、1875年末に思戸が貧困のため一門に内密で那覇西村の新垣にやの妻オタへ銅銭1万4千貫文で墓を売ることとし、内金1千貫文を受領。→1876年2月、一門（本家の墓を使用している分家の人々）<sup>8</sup>が知り、「元祖安置之墓」なので買い取らないようにとオタに交渉し、売却を阻止。オタは内金の返済を思戸に催促するも、思戸は金を工面できず。

#### ② 思戸、一門の説得を試みる

・「墓を質物（抵当）とした亡夫の借金がある」とみせかけるため伊良波に依頼して借金証文を偽造し、大貫長老・我謝に頼んで、墓敷証文絵図<sup>9</sup>とともに預ける。→「借金があるので墓を売りたい」と一門を説得するが不調（⇒（2）も参照のこと）。

#### ③ 思戸、代わりの墓（代墓）を探し、移転を公儀（お上）に訴える

・伊良波の仲介で、那覇若狭町村の知念筑登之親雲上が商売用に作った墓を補修料込み4千貫文で契約。

・一門を説得できないので、風水の論理などを用いて<sup>10</sup>、1876年5月頃、二度にわたって公所（平等所か）へ売却許可を求めるが「御法に適わない」として不受理。

4 姓（氏）を特定できなかったが士（新参士）の家格であると考えられる。

5 当主である夫・宇良筑登之親雲上の死亡とそれに伴う嫡子への代替わりの申請・承認手続きを、まだ王府に対して行っていなかったと考えられる。

6 総本家（ウフムートウ）あるいは支族の本家（ナカムートウ）。

7 取り持つ…①所持する。手に持つ。②世話をする。面倒を見る。（『沖縄古語大辞典』）

8 まだ墓所を手に入れていないので、本家の思戸が所有している「元祖譲之墓」を使用していた（…未墓所相求不申、嫡家左條思戸取持元祖譲之墓相用候處…）。

9 墓敷証文（墓敷譲渡証文）は、墓敷地の売買に伴う約定証。売主、買主の署名他、保証人名、墓地の所在、金額等が記される〔沖縄県地域史協議会1989〕（※田名真之による執筆）。1694年以降は、墓敷地の購入に高奉行の許可を得る必要があった〔田名1989：P.306〕。証文にはしばしば絵図が附属していた。ここでは「絵図を伴う墓敷証文」の意味か。あるいは絵図部分のみが渡されたのであろうか。原本は1通しかないはずなので、大貫・我謝にそれぞれ渡されたのであれば、少なくとも1通は写本であろう。

10 「この墓は風水が良くないために一族が段々衰微したので、折を見て売り替えるようにと亡夫が遺言した」という趣旨で訴えた。



#### ④ 1876年：思戸、強引に墓の移骨を行う

・万策尽きた思戸は、一族の承認も公儀の許可もないまま、強引に墓を開き、代墓に移骨することを決める。ただし知念の墓は代銭引き換えでないと売却しないとされたため、伊良波が別の代墓を手配する。

・6月10日の未明に思戸・我謝・伊良波および人夫4人で墓門を開け、思戸と人夫1人が墓内へ入り、厨子の蓋を取り出して銘書を我謝（※文字の読み書きができる）に検分させて、思戸の側（本家）の遺骨は移し、一門（支流）にも早く移骨するよう通知した。

・やってきた一門の者たちに「墓の売却を決めて開いておいたので、未洗骨のものは早々に洗骨をして、全ての遺骨を移すように」と申し入れたが、一門は聞き入れずに（海石を取ってきて）墓口を塞いだ。

#### ⑤ 思戸、一門の訴えにより平等所の御用となる

・翌日、一門の訴えにより那覇惣横目（風紀を取り締まる役職）に召集され「二度と墓に手出しをしてはならない」と命ぜられた。

・思戸も訴え出たが受理されず、同20日に〔那覇惣横目経由で〕平等所の御用となる（逮捕される）。⇒裁判へ

### (3) 事件の背景 ー墓の所有をめぐるー

#### 墓の売却 vs 阻止 ⇔ 墓の個人（家）所有 vs 一門（門中）共有

・思戸と一門の墓に対する認識の相違

思戸（本家）：（自身の）「取持之墓」 個人所有 > 一門共有

一門（〔墓のない〕分家）：「思戸取持元祖譲之墓」 個人所有 < 一門共有

↑王府：墓の一門共有を支持する傾向

・墓の所有の“曖昧性” → トラブルの根本要因

分家と共用される本家墓 = 完全な個人（家）所有でも、完全な一門共有でもない

…揺れ動く所有の「度合い」

【思戸による一門説得の際のやりとり】

一門（分家）1-2万貫文余りの合力（援助）や「以後、墓は売却しない」と記した借金証文の存在を理由に「最早〔墓は〕一門惣中のものになったので〔思戸に〕売却させることはできない」<sup>11</sup>と主張<sup>12</sup>  
= 墓の一門所有を主張

思戸（本家）合力（援助）は受けていないと反論 = 墓の一門所有を否定

←←本家への援助〔合力〕により一門共有の「度合い」がUPするという（思戸・一門）共通の理解

### (4) 平等所の判決（1878年）

#### ① 判決の理由

思戸は、亡夫が生前に墓を売って、一門から平等所へ訴えられ、墓を戻すように命じておいたところ、思戸自身も再び売ることを企て、一門を承諾させるため借金証文を偽造し大貫・我謝へ預けた。一門が承諾しなかったため二度にわたって平等所へ訴え、差し戻されたのに、その理解もなく、強引に墓を開き、門石も別所へ移し、棺厨子を露出させた。

#### ② 参照された法律（刑法）の条文

「琉球科律」卷之九、賊盜（下）「墓を開く」（墓荒し）

11 原文：最早一門惣中之モノ相成、賣拂サセ候儀、不罷成…。

12 「平等所記録」内の思戸の供述による。

1-1. 故意に他人の墓を開き、棺を現す者は流刑 10 年<sup>13</sup>。従犯は各一等を減じる。

2-2. 五服<sup>14</sup> 以内の卑幼（年少者）で、尊長（年長者）の墓を開いて棺を現す者は、前文の一般人同様に論じる。

→ **平等所の判断** 思戸は貧困のため祖親の祭祀や子供の養育ができず墓の売却を企てたので、「流刑十年」をそのまま適用するのは穏当ではない。

### ③参照された前例

〈1860 年の真和志間切安里村喜屋武の喜屋武筑登之の裁判例〉

・喜屋武筑登之が困窮により墓の売却を企て、弟たちが祖親の香儀や生活の援助を申し出て、売却をとめたのに承知せず売却した。

・移骨の際には叔父・弟たちを防ぐため棒などを用意して夜中に墓所へ行き、洗骨していない骨もそのまま半胴甕<sup>15</sup>に取り入れて引き移した。

・判決：喜屋武筑登之＝「所払い（集落からの追放）500 日」<sup>16</sup>

→ **平等所の判断** 思戸も事情が似ている。

### ④判決

思戸：内金は新垣方へ返却、科牢 27 日＋贖銅錢 400 貫文<sup>17</sup>

・前例に準じると思戸は寺入<sup>18</sup> 500 日（刑罰は身分で区別があり、農の所払いは士だと寺入となる）だが、さらに「婦人犯罪律」<sup>19</sup> を適用して上の量刑とする。

・大貫・我謝・上原もそれぞれ有罪となったが省略（伊良波は審問前に死亡）。

・思戸が移した骨は、一門に命じて本墓に戻された。

・大貫・我謝に預けられた偽造証文は破棄、墓敷証文絵図は「思戸男子の真三良と一門」へ渡された。

→ **平等所の判断** 「墓を開いて棺を現す」罪として裁く

**【実態】 困窮し、一門の承諾を得ずに墓を売却し、墓を開いて棺を現した**

〈重点はここ〉

〈裁かれた罪〉

⇒墓の個人（家）所有 vs 一門共有の“曖昧性”は解消されない

## 2. 墓の共有性をめぐる法律－「琉球科律」と「大清律」－

### （1）近世琉球の（裁判規範としての）法律<sup>20</sup>

#### ①「琉球科律」<sup>21</sup>…1775 年編纂開始、1786 年制定、王国初の成文刑法典

13 科律によれば流刑 10 年の場合の流刑地は「八重山島」である。

14 中国では親族関係、特に年少者と年長者の間の秩序が重んじられたため、ある親族の死亡に際して着るべき喪服と喪に服すべき期間に基づいて、服喪の軽重を五等級に分け、親族関係の重要度を区分した。「琉球科律」もこの区分を用いた。

15 ハンドゥーガーミ。筒型の大きな甕。いわゆる水甕。

16 流刑 10 年から 4 ランクほど減刑されている（流 10 年→流 8 年→流 6 年→流 4 年→所払 500 日）。

17 原文：寺入五百日ニ準、科牢二十七日并贖銅分四百貫文。

18 寺院に拘束される一種の自由刑（自由を剥奪する刑罰）。寺内では軽労働に従事させられたようである〔崎浜 1986：P.311〕。科律によれば寺入 100 日～500 日は、伊江島の照泰寺（臨濟宗）に収監される。

19 「琉球科律」卷之十七、断獄（下）「婦人犯罪」によれば「婦女が一世流以下所払いの罪を犯した場合には、科牢 27 日を申しつけ、余罪は贖銭にして、本罪と都合させる」とある。ただし「士の婦女は科牢には及ばず、惣て贖分に引き替えるよう申し付ける」とあるので、思戸は収監されなかった可能性がある。なお科律によれば、科牢 27 日は寺入 90 日／贖銅錢 90 貫文、寺入 400 日は贖銅錢 400 貫文である。

20 〔宮城 1961〕〔崎浜 1986〕〔和仁 2010〕を主に参照した。

21 原本は失われたが、奥野彦六郎による 1890 年の写本（長崎控訴院旧蔵、国立国会図書館蔵）が国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧できる（請求記号：B150 O4-1）。



「唐大和代々の刑書及び当邦の例をも考ひ合せ」て作成（琉球科律序）

→「大清律」が“母法”（約 1/4 を取捨選択）<sup>22</sup>

※「大清律」…清代の基本的な刑法典。概ね明律（1397 年制定）を踏襲。

②「新集科律」…1831 年制定、科律を補充する刑法典。大清律が“母法”。

## （2）「琉球科律」と「大清律」の関連条文

※〔角カッコ〕は原文割注

### ①「琉球科律」卷之九、賊盜（下）「墓を開く」

#### 【1＝他人の墓を<sup>あば</sup>発いた罪についての刑罰】

1-1：①故意に他人の墓を開き、棺を現す者は流刑十年。棺を開き〔衣類・器物を盗み〕屍体を現す者は〔僉議次第〕斬罪。墓を<sup>あば</sup>発きかけてまだ棺を現していない者は流刑三年。〔本文の通りにて情罪が相応しない者は僉議次第で罪科を減ずる。後条も同様。〕従犯は各一等を減じる。②旅などにて死んだ者の魂を招き〔衣冠を箱に入れ〕埋葬した墓を開いた者は〔屍体はなくても開く心は同じなので〕本文同断とする。〔この二文と同等ではない者は僉議次第で罪科を減ずる。〕

1-2：（略）

1-3：（略）

#### 【2＝親族の墓を<sup>あば</sup>発いた罪についての刑罰】

2-1：1 と同じく五服の内の卑幼（年少者）で、尊長（年長者）の墓を開いて棺を現す者は、前文の一般人同様に論じる。棺を開いて屍体を現した者は斬罪。

2-2：尊長の屍を棄て、墓所を売り払う者も〔屍体を棄てるのは墓を売る情犯よりも重いので〕本文の屍体を現す罪科と同じ。墓の買い主・仲買人が事情を知っていたならば各々寺入六十日。且つ墓地代と仲介手数料は〔平等所へ〕取り上げ、墓地は〔本来の持ち主に〕返却させ、その首尾は〔同じ家の〕親族に承諾するよう申し渡す<sup>23</sup>。事情を知らずに買い取った者は〔買い主・仲買人とも〕罪しない。代料も本来の持ち主へ返させる。

2-3：（略）

2-4：前文の箇条は故意の場合で、墓地替えや水害などで礼法をもって遷葬する者は、罪しない。

……以下、略……

条々<sup>24</sup>

一、前文の通り各科（刑）を定めておいたが、情変は際限ないものであるゆえ、本法の通りにいかないことも出てくるだろう。その時はよく吟味し、加減をもって治罪すること。

……以下、略……

### ②「大清律」刑律、賊盜下之二、「塚（墓）を<sup>あば</sup>発く」<sup>25</sup>

#### 【1＝他人の墓を<sup>あば</sup>発いた罪についての刑罰】

1-1：およそ他人の墳墓を<sup>かんかく</sup>発掘して、棺槨<sup>26</sup>を現したならば、杖一百流三千里。すでに棺槨を開いて屍体

22 科律字義によれば、大清律 436 門から（琉球で用をなさないものを省き）103 箇条を選んで、必要に応じて「別律・諸書」から加条したという。なお科律以前の刑罰の特徴は「死刑の少なさ」と「島流しの多さ」であり〔豊見山 1989〕、科律の刑罰も清律より軽い。その背景として、科律の目的が「教化の補助」（科律序）にあったことも指摘されている〔宮城 1961：P.10〕。

23 原文：墓地ハ〔本主江〕相返させ、其首尾〔同家之〕親属承届候様可申渡、

24 科律本文に積み重ね式に条文の追加補充を行ったもの〔比嘉・崎浜 1965：P.15〕。いわゆる条例のこと。

25 ここでは「大清律」の「刑律」を全訳し解説を付した谷井俊仁・谷井陽子訳解『大清律 刑律』一・二（平凡社、2019 年）に全面的に依拠し、必要に応じて原文を参照した。

26 中国では、人が死ぬと遺体を柩におさめ、しばらく安置した（殯）。殯が終わると遺体を棺におさめ、外棺に当たる槨に入れて墓室に埋葬した。

を現したならば、絞〔執行猶予つき〕。墓を<sup>あば</sup>発いてまだ棺槨に至っていなければ、杖一百徒三年〔招魂<sup>27</sup>して葬ったものもやはりこれに当たる。従犯は一等を減じる〕。

1-2：(略)

1-3：(略)

### 【2＝親族の墓を発いた罪についての刑罰】

2-1：卑幼が〔五服以内の〕尊長の墳墓を発いたならば、一般人と同じく論じる。棺槨を開いて屍体を現したならば、斬〔執行猶予つき〕。

2-2：もし屍体を棄てて墓地を売ったならば、罪はやはり同じ（斬）とする。土地を買った人と仲買人・保証人が事情を知っていたならば、各々杖八十。代価を取り立て官府に没収し、土地は宗族（同宗親属＝同じ父系の親族）に帰す。事情を知らなかったならば、罪しない。

2-3：(略)

2-4：なお理由があつて礼に依つて遷葬したならば、〔尊長・卑幼の〕いずれも罪しない。

### (3) 墓の共有性に関わる法律の比較

#### ① 2-2 条文（親族の墓を発いて売却した場合）の相違

▼「大清律」：土地は宗族（同じ父系親族）に帰す ← 「大明律」の同文条文を踏襲

⇒墓は宗族共有

▼「琉球科律」：墓地は本来の持ち主（本主）に返却させ、その首尾は同じ家の親族に承諾するよう申し渡す

⇒墓は個人（家）所有（ただし親族の承諾が前提）

#### ② 墓の共有性への刑法的対応

▼「大明律」・「大清律」：墓地の「一族共有」に対する保護強化〔中島 2004：P.91-92〕

＝一族共有の墓地の盗売<sup>28</sup>を禁止するための条例<sup>29</sup>による法的整備が進む

・1585年（万暦13）、明、子孫が一族共有の墓地を盗売した場合は充軍<sup>30</sup>の上、墓地は宗族〔同宗親属〕に帰すことを定める。→「大明律」戸律－田宅－「盗売田宅」に条例として追加→大清律が踏襲（「大清律」戸律－田宅「盗売田宅」条例）

・1756年（乾隆21）、清、子孫による族産全般の売却を禁止する（＝宗族の共有財の盗売禁止）<sup>31</sup>→「大清律」戸律田宅「盗売田宅」の条例に追加

〔背景〕明代後期以降、宗族形成が広汎に展開するとともに、祖先の墓地は宗祠などの名義で宗族の共有地とすることが一般化 cf. 墓自体は個別的（個人墓・夫婦墓）

★宗族の特徴：共通の祖先から分かれた父系血縁集団，自発的な相互扶助組織<sup>32</sup>，三大要素＝族譜×宗祠（祠堂）×族田，兄弟均分制（兄弟共同継承）

▼「琉球科律」「新集科律」：墓地の「一族共有」を取り上げない／保護しない

27 戦死や水難事故で屍体や遺骨がない時に、代わりに道具や衣冠を箱に納めて埋葬すること。この箱は棺と同一視された。

28 この場合、子孫の共有する墓地を共有者の同意なく一部の子孫が単独で売却すること〔中島 2004：P.98〕。

29 特殊な状況に対応すべく定められた副次法典のこと。

30 刑罰の一種。軍隊に編入して屯田の耕作をさせる終身刑。死刑に次ぐ重刑であった。

31 〔井上 1997〕も参照した。

32 国家が民間を掌握せず、流動性の高い社会状況を背景に、（特に福建・広東など東南地域で）盛んに宗族が形成された。各宗族は、族譜でメンバーを確認し、宗祠で同族意識を高め、族田などの収益を用いて祖先祭祀・貧困者の救済・科挙受験のための学費補助などを行った。

- ・「大清律」の墓地売却に関わる 2-2 条文を改変 ←墓地＝個人所有と認識？
- ・「大清律」の「盗売田宅」の「一族の共有墓地の盗売禁止」に関わる諸条例を不採用<sup>33</sup>
- ・思戸の裁判で「大清律」（↑）を参照せず ※裁判ではしばしば「大清律」も参照された<sup>34</sup>
- ・思戸の裁判で「墓の共有性」は取り上げない →「墓を開いて棺を現す」罪として裁く  
Cf. 思戸が「礼法をもって遷葬」していたら処罰する術がなかった？

[背景] 17 世紀後半以降：

王府主導で家譜編纂開始（家系・家格<sup>35</sup>による家臣団の掌握）

→家譜を持つ士（系持）と持たない農（無系）の二身分制<sup>36</sup>が確立 [田名 2002]

→【士】  
 { 父系血縁集団としての門中<sup>37</sup> 観念の確立  
 門中内の家の序列化・家意識の強化

↓ ↓ ↓ （+代数を経て一族の墓が手狭に）

分家墓の出現・増加＝士の墓は家族墓的な墓へと変容<sup>38</sup> [田名 1989] ※墓自体は合同的

⇒この状況が科律に反映？／宗族との相違や「家」が強く意識された？

★門中の特徴：共通の祖先から分かれた父系血縁集団<sup>39</sup>、構成員＝家譜に記載された人々、国策（家譜制度・儒教導入<sup>40</sup>）を背景に確立、三大要素＝家譜×位牌×墓、嫡子優先相続（＝日本の家制度と同じ）<sup>41</sup>

#### ▼共同墓は存在 →所有をめぐるトラブルに

・士の家譜から：①墓は基本的に家単位、②門中全体の共同墓は確認できない、③本家＋墓を未所有の分家による共同墓は存在<sup>42</sup> [小熊 2009：P.129-133]

→墓の個人（家）所有 vs 一門（門中）共有（個人所有の進展によりトラブル増？）

↑都市化の進展・墓の増加と商品化

・農の墓は共用・共同墓が主流 ←

[参考] 近世琉球の墓 [平敷 1995：P.268-269]  
 王府官人（士）…原則として家ごとに墓を所有  
 農村部…有力な地方役人を除き①集落で共用、②親族と関係なく共用（模合墓・寄合墓）、③親族で共用

#### ▼王府の姿勢

- ・刑法（琉球科律）：墓地は「個人（家）所有」→「一族共有」を保護しない
- ・平等所：墓地の「一族共有」を（表だっては）取り上げない

But 実態としては「一族共有」を支持・保護

33 「新集科律」卷之三、田宅「田畑を盗売」は田畑・山野のみを対象とする。

34 例えば「平等所記録」所収の「宿氏平田方の系図を盗み取り、掠め入りをした者ならびに係合いの者どもの口問い」の判決において参照された過去の裁判例のなかでは「大清律」が参照されている。

35 譜代・新参の別があり、譜代にはさらに上位の里之子筋目<sup>サトヌシ</sup>と下位の筑登之筋目<sup>チクドウシ</sup>が設けられていた（新参は筑登之筋目のみ）。

36 家譜（系図）の有無が身分を分けたため、士＝系持、農＝無系とも呼ばれた。

37 門中という言葉は 1800 年頃から使われ始めたようで、1600 年代末からは専ら一門という言葉が使われていた [田名 1998：P75]。

38 元来沖縄では父方・母方を含む双系的な親族集団が形成されており、その構成員全員を埋葬する「一族の墓」が主流であった [田名 1989]。

39 中国風の姓（氏）を共有する。

40 王府が 17 世紀末から 18 世紀にかけて支配イデオロギーとして儒教思想を積極的に導入したことの影響を受け、門中観念が発達した。

41 家ごとに「家名」を持つ。

42 分家は、分家してすぐに墓を分けるのではなく、数代後に経済的条件などが整った後に墓を分けるため、それまでは本家の墓を共同で用いた [小熊 2009：P.132-133]。



### 3. まとめ 一墓は誰のものか？一

宗族の発展↓

明清中国 墓の一族共有度合い UP →共有を巡るトラブル→国家による法的保護○

墓は一族のもの

門中の確立+家の強化↓

近世琉球 墓の一族共有度合い DOWN→共有を巡るトラブル→国家による法的保護×

〃 法的ではない保護・支持○

墓の所有の“曖昧性”を残す選択？

#### 【参考文献】

井上徹 1997年「清朝と宗法主義」『史学雑誌』106-8

沖縄県教育庁文化財課史料編集班編 2019『沖縄県史 図説編 前近代』沖縄県教育委員会

沖縄県地域史協議会編 1989年『シンポジウム南島の墓－沖縄の葬制・墓制』沖縄出版

小熊誠 2009年「門中と祖先祭祀」古家信平・小熊誠・萩原左人『南島の暮らし』（日本の民俗 12）吉川弘文館

崎浜秀明 1986年「琉球科律考」『球陽論叢』ひるぎ社

田名真之 1989年「墓－歴史的視点から見た諸相」琉球新報社編『新琉球史』近世編（上）、同社

田名真之 1992年『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社

田名真之 1998年「門中の話」『近世沖縄の素顔』ひるぎ社

田名真之 2002年「琉球家譜の成立と門中」歴史学研究会編『系図が語る世界史』青木書店、2002年（初出 2000年）

豊見山和行 1989年「犯罪と刑罰」琉球新報社編『新琉球史』近世編（上）、同社

中島楽章 2004年「墓地を売ってはいけないか？－唐－清代における墓地売却禁令－」『九州大学東洋史論集』32

平敷令治 1995年『沖縄の祖先祭祀』第一書房

比嘉春潮・崎浜秀明 1965年『沖縄の犯科帳』（東洋文庫 41）、平凡社

宮城栄昌 1961年「琉球科律について」『日本歴史』155

和仁かや 2010年「『琉球科律』－近世琉球の成文法典－」『神戸学院法学』40-1

---

---

第43回南島文化市民講座

**葬墓制からみる近世琉球社会**  
**－祖先と子孫の対話－（報告集）**

発行日 2022(令和4)年2月28日  
編集 沖縄国際大学総合研究機構南島文化研究所  
発行所 沖縄国際大学総合研究機構南島文化研究所  
沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1  
TEL.098-893-7967  
印刷所 有限会社サン印刷  
沖縄県島尻郡南風原町兼城 577  
TEL.098-889-3679

---

---